

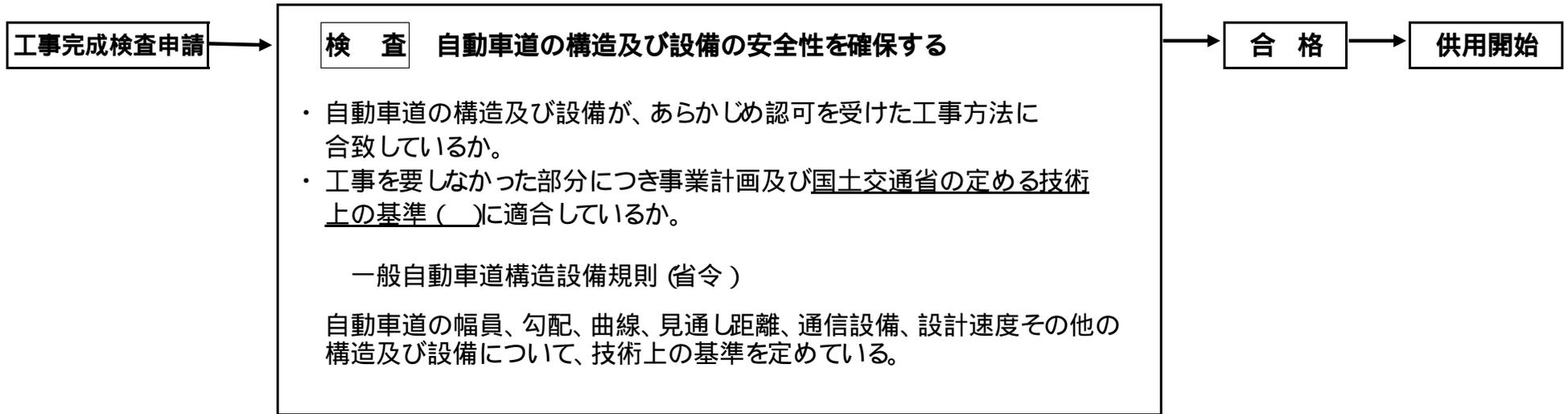
官業民営化等WGヒアリング調査票

(所管省庁名：国土交通省)

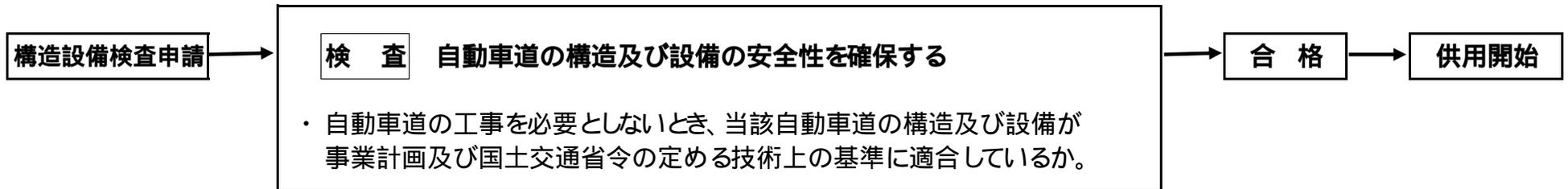
1. 名称	自動車道の検査
2. 根拠法令	道路運送法第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、第60条第1項、第75条第1項、第75条第3項
3. 実施主体	国
4. 従事者数	2人 (他の業務との兼任)
5. 予算額	なし
6. 事業の内容	<p>1. 工事完成検査 自動車道 (専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で、道路法による道路以外のもの) の構造及び設備の安全性を確保するため、自動車道の工事完成時に、当該自動車道の構造及び設備が認可された工事方法に合致し、事業計画及び技術基準に適合しているか検査するものである。</p> <p>2. 構造設備検査 自動車道の工事を必要としないときに、当該自動車道の構造及び設備が事業計画及び技術基準に適合しているか検査するものである。</p> <p>3. 事業再開検査 休止中の自動車道を再開しようとするときに、自動車道の構造及び設備が事業計画及び技術基準に適合しているか検査するものである。</p>
7. 民間移管の 具体的内容	
8. 更なる民間開放 についての見解	<p>自動車道事業とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的に民間事業として経営される道であり、現在、全国で31事業者、40路線の自動車道がある。</p> <p>不特定多数が利用する自動車道においては、一般ドライバーが通常の道路と同様に安全に利用できる構造及び設備であることが必要であり、ひとたび事故が発生した場合には多大な被害が生じるおそれがあるとともに、社会的影響も大きいことから、その供用に当たっては、構造及び設備の安全性を確保するため、国において検査を行っているところであるが、当該検査業務については、以下の理由により、国が主体となって実施することが効率的かつ合理的である。</p> <p>・自動車道の検査に際しては、自動車道の構造及び設備が、あらかじめ認可を受けた工事方法に合致しているか、また、事業計画や当該事業計画に適用される技術基準に適合しているかチェックしており、また、大規模な投資を伴うという自動車道事業の性格上、路線数が少ないため自動車道の検査業務量も限られることから、これらの検査業務については、自動車道に係る一連の行政手続の過程で国が得た事業計画や工事方法に関する情報を基に、国において一体的に行う方が効率的であると考えられる。</p> <p>仮に検査を民間開放した場合には、検査の実施に直接要するコストに加え、検査主体の検査水準の維持・確認に必要なコストが生じるが、自動車道の検査業務量が非常に少ないことから、国が直接検査を実施するコストに比し、かえって検査業務に要するトータル行政コストが増大するのではないかと考えられる。</p>

自動車道検査事務の流れ

(1) 工事完成検査 [道路運送法 第57条]



(2) 構造設備検査 [道路運送法 第58条]



(3) 事業再開検査 [道路運送法 第60条]

